【事件名】佐世保配車センター協同組合事件（福岡高裁平成30．８．９判決）

～事業協同組合の元常務理事が，解任に当たり，労働基準法の労働者に該当すると主張し，労働者性が認められた事例～

どんな事件ですか？

○　本件は，組合員が使用する車両や燃料の共同購入等を目的とする事業協同組合（以下，「Ｙ組合」という。）に雇用された後，総務課長，管理部長，理事を経て常務理事に就任していたＸが，定款所定の役員の忠実義務に違背したこと等を理由として，理事職を解任されたことに対して，自身は労働基準法の労働者に該当するため，解任は解雇であって，無効であると主張し，未払賃金等の支払を求めた事案です。

○　地裁では，Ｘの請求が一部認容され，その後，高裁で争われました。

何が問題となったのですか？

○　労働基準法第９条は，法の適用対象である「労働者」を「職業の種類を問わず，事業又は事務所に使用される者で，賃金を支払われる者」と規定しており，その労働者性の有無は，①使用される＝指揮監督下の労働という形態であるか②報酬が提供された労務に対するものであるかという二つの基準（使用従属性）によって，判断されています。

○　本件は，労働者として就労した後，その就労実態に大きな変化がないまま，理事及び常務理事に就任したいわゆる使用人兼務理事のＸについて，労働者性が認められるのかが問題となりました。

裁判所はどう判断したのですか？

1　Ｘの労働者性について，次のとおり判断されました。

○　Ｘは，他の理事とは異なり，組合員たる法人の役員ではなく，理事就任後も理事就任前と同様の担当業務を行っており，Ｘの常務理事の就任も対外的な交渉をする際の肩書を付すためになされたものに過ぎない。

○　Ｘは，理事就任後も就任前と同額の基本給，役付手当，家族手当，調整給及び交通費の支給を受け続けていた。また，常務理事就任後は，理事就任前の年間報酬相当額を 12 か月均等割りにした額に過ぎない月額 67 万５千円の支給を受けていた。

○　ＸがＹ組合の理事や常務理事に就任した際，Ｘへの退職金は支給されておらず，支給が検討された形跡もうかがわれない。

○　以上のことから，Ｘが理事や常務理事に就任したことをもって，直ちにＹ組合との使用従属関係が消滅したということはできず，ＸはＹ組合の他の理事らの指揮監督の下で労務を提供していたといえ，Ｘは，理事及び常務理事就任後も，引き続き，理事就任前の労働契約に基づく従業員たる地位を継続的に有していたものと認められる。

○　また，Ｙ組合が，Ｘは労働者ではないことを裏付けるものとして主張する，Ｘは委任契約を締結し役員報酬を得ていたこと，誰からも時間管理をされていなかったこと等は，理事又は常務理事であったＸとＸの労働者性が両立しない事実とまで評価することはできず，Ｘは理事及び常務理事就任後も，引き続き，労働契約に基づく従業員たる地位を継続的に有していたものと認められる。

2　本事件の結論

○　高裁は，地裁判決を維持し，Ｘの労働者性を認めました。なお，この判決は最高裁で確定しています（上告不受理　平成31年３月14日　最一小決定）。

この判例で注目すべきところは何ですか？

○　株式会社等の使用人兼務取締役の事例と同様，事業協同組合の事例においても，労働者性の有無は，使用者の指揮監督の下で労働し，その対償として賃金が支払われているという実態があるか否かという基準（使用従属性）により判断されました。

○　本件では，理事又は常務理事といった役員の肩書であっても，理事就任後も就任前と同様の担当業務を行っていたこと，理事又は常務理事に就任した後も月額給与は理事就任前の年間報酬相当額を 12 か月均等割りにした額に過ぎず，変化がなかったこと，退職金が支給されていなかったこと等のＸの就労実態に基づき，労働者性が認められました。